

2025 年 8 月号

多文化共生情報广场信息报

◇発行: 東大阪市多文化共生情報广场(毎月発行 1 次)

〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 16 階 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823

◇<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

← 希望通过电子邮件阅读多文化共生情報广场信息报时, 请扫码。



语言支援者研修会

多文化共生情報プラザ
語学ボランティア研修会

为了让更多生活在本市的外国居民能够安心生活, 来一起发挥您的口译、笔译的语言特长吧。

◆日期和时间: 2025 年 9 月 6 日(周六) 10:30~16:15
入门篇 10:30~12:00 / 应用篇 13:00~16:15

◆対象: 能用日语和外语充分沟通的人, 有意愿注册为本市语言志愿者并积极活动的人。另外, 已经注册的人。
※入门篇仅限初次参加者

报名请扫码→



◆場所: 東大阪市政府大楼 22 楼会议室
◆定員: 每次均为 30 名(按报名先后顺序、参加费免费)
◆申请方法: 请通过致电、发邮件或电子申请在 8 月 29 号(周五)之前报名, 并写明姓名(务必标上注音假名)、住处、电话号码、翻译语言、母语、希望参加的时间及口译以及笔译的经验。

市内で生活する多くの外国人住民が安心して暮らせるように、あなたの語学力を活かして通訳・翻訳をしませんか。

◆日時: 2025 年 9 月 6 日(土) 10:30~16:15

入門編 10:30~12:00 / 応用編 13:00~16:15

◆対象: 日本語と外国語で十分なコミュニケーションができる方で、本市の語学ボランティアとして登録し、活動する意欲のある方。又は、すでに登録している方。※入門編は初めて参加する方のみ
応募可 申込み→



◆場所: 東大阪市政府本庁舎 22 階会議室

◆定員: 各 30 名(申込先着順・参加費無料)

◆申込方法: 氏名(ふりがな)、住所、電話番号、通訳言語、母语、参加希望時間、通訳・翻訳経験を電話・Eメール・電子申請のいずれかで 8 月 29 日(金)までにお申し込みください。

申請、咨询处: 多文化共生情報广场 TEL 06-4309-3311 / FAX 06-4309-3823

E-mail: bunkoku.plaza@city.higashiosaka.lg.jp

申込み・問合せ先: 多文化共生情報プラザ

招收 2026 年度入园儿童 幼儿园、认定儿童园

令和 8 年度の園児募集 幼稚園・認定こども園

申請書の领取和受理在各园进行。

【市立幼儿园】※超过规定人数时, 将进行抽签。

◆対象: 2020 年 4 月 2 日~2022 年 4 月 1 日出生, 在市内住民登录并与家长(监护人)同居的幼儿。

◆申请表发放: 9 月 1 日(周一)~30 日(周二)14:00~16:00 (周六、周日、节假日除外)

◆申请表受理: ▶4 岁儿童=10 月 1 日(周三)13:30~14:00
▶5 岁儿童=10 月 3 日(周五)13:30~14:00

【市立认定儿童园】※超过规定人数时, 将进行抽签。

◆対象: 2020 年 4 月 2 日~2023 年 4 月 1 日出生, 在市内住民登录并与家长(监护人)同居的幼儿

◆申请表发放: 9 月 1 日(周一)~30 日(周二)14:00~16:00 (周六、周日、节假日除外)

◆申请表受理: ▶3 岁儿童=10 月 1 日(周三)15:00~15:30
▶4 岁儿童=10 月 1 日(周三)13:30~14:00
▶5 岁儿童=10 月 3 日(周五)13:30~14:00

【私立幼儿园、私立认定儿童园】

入园手续在各园实施。申请表从 9 月 1 日(周一)开始发放, 将于 10 月 1 日(周三)开始受理。(因园而异)

願書の交付と受付は各園で実施。

【市立幼稚園】※定員を超えた場合は抽選。

◆対象: 令和 2 年 4 月 2 日~令和 4 年 4 月 1 日に生まれ、市内に住民登録をしている保護者と同居する幼児

◆願書の交付: 9 月 1 日(月)~30 日(火)14 時~16 時(土・日曜日・祝休日を除く)

◆願書の受付: ▶4 歳児=10 月 1 日(水)13 時 30 分~14 時 ▶5 歳児=10 月 3 日(金)13 時 30 分~14 時

【市立認定こども園】※定員を超えた場合は抽選。

◆対象: 令和 2 年 4 月 2 日~令和 5 年 4 月 1 日に生まれ、市内に住民登録をしている保護者と同居する幼児

◆願書の交付: 9 月 1 日(月)~30 日(火)14 時~16 時(土・日曜日・祝休日を除く)

◆願書の受付: ▶3 歳児=10 月 1 日(水)15 時~15 時 30 分 ▶4 歳児=10 月 1 日(水)13 時 30 分~14 時 ▶5 歳児=10 月 3 日(金)13 時 30 分~14 時

【私立幼稚園・私立認定こども園】

入園手続きは各園で実施。願書は 9 月 1 日(月)から交付し、10 月 1 日(水)から受け付けます。(園により異なる)

咨询处: 各公立幼儿园、认定儿童园=各园、学事课 TEL 06-4309-3271 / FAX 06-4309-3838、

保育课 TEL 06-4309-3196 / FAX 06-4309-3817

各私立幼儿园・私立认定儿童园=各园

問い合わせ先: 市立幼稚園・認定こども園=各園・学事課・保育課 / 私立幼稚園・認定こども園=各園

東大阪市語学ボランティア募集!! ご協力いただける方は多文化共生情報プラザまでご連絡ください。

2026 年度保育施設招收入托児童

令和8年度の保育施設入所児童を募集

◆受理期間:▷1 歳児～5 歳児＝9 月 12 日(周五)～10 月 3 日(周五)▷2026 年 2 月 3 日以前出生 0 歳児＝明年 1 月 5 日(周一)～2 月 6 日(周五)将申请书和必要资料在各受理期间(必须送达)邮寄或者投进设施利用咨询课、福祉事务所设置的供提交用的箱子里
※不实施窗口的受理 ※转学也请在同期间内申请。如果希望孩子入读市外的托儿所, 则每年都需要申请。

◆受付期間:▷1歳児～5歳児＝9月12日(金)～10月3日(金)▷令和8年2月3日以前に生まれた0歳児＝来年1月5日(月)～2月6日(金)申込書と必要書類を各受付期間(必着)に郵送または施設利用相談課・福祉事務所に設置された提出ボックスへ投函 ※窓口での受付は不可 ※転入も同期間内に申込みください。市外の保育施設への入所を希望する場合は希望年度ごとに申込みが必要。

申請、咨询处: 设施利用相談課 TEL 06-4309-3202 / FAX 06-4309-3817

申込み・問合せ先: 施設利用相談課

提交(特別) 児童抚养津贴 現状、収入状況申报

(特別) 児童扶養手当 現況届・所得状況届の提出を

领取児童抚养津贴的人, 需要在 8 月中提交现状申报, 领取特別児童抚养津贴的人, 需要在 9 月 11 日(周四)之前提交收入状况申报。将向对象人士发送通知。児童抚养津贴的现状申报可以通过邮寄方式提交。

◆日期和时间: 周一～周五 9:00～17:30、8 月 23 日(周六) 9:00～12:00 ◆場所: 市政府大楼 3 楼国民年金課

児童扶養手当を受けている方は 8 月中に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は 9 月 11 日(木)までに所得状況届の提出が必要です。対象者にお知らせを送付します。児童扶養手当の現況届は郵送で提出できます。◆日時: 月曜日～金曜日9時～17時30分、8月23日(土)9時～12時 ◆場所: 市役所本庁舎3階国民年金課

咨询处: 国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805

申込み・問合せ先: 国民年金課

向定额减税不能完全减免的人 支付调整给付金

定额减税しきれない方へ 調整給付金

向 2024 年度实施的个人居民税以及所得税的定额减税不能完全减免的人, 支付定额减税调整给付金。向对象人士在 7 月下旬以后发送记载了给付金的领取方法和支付金额等的通知。关于对象人士和支付金额的信息, 请向呼叫中心咨询或访问市网站。

令和6年度に実施した個人住民税および所得税の定额減税において、減税しきれない方などを対象に定额減税調整給付金を給付します。対象者には7月下旬以降に給付金を受け取る方法や給付額などを記載したお知らせを送付します。対象者及び給付額についてはコールセンターにお問合せいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。

咨询处: 定额减税调整给付金咨询中心 TEL 06-4309-3154 / FAX 06-4309-3810

問合せ先: 定额減税調整給付金コールセンター

锂离子电池等可能会引起火灾! 请勿将蓄电池与其它垃圾混合

リチウムイオン電池などが火災の原因に! 充電式電池をごみに混ぜないで

◆请利用回收箱

从电器中取出的蓄电池, 用胶带粘贴金属端子部(正(+))极和负(-)极)使其绝缘, 然后将其丢弃到市的回收处或协助回收商店内设置的“小型蓄电池回收箱”中。

◆使用小型蓄电池的产品示例:

充电宝(移动电池)、手机・智能手机、电动剃须刀、电动牙刷、加热式香烟、手持风扇、便携式游戏机、数码相机

◆回收ボックスのご利用を

電化製品から充電電池を取り外し、電池の金属端子部(+極と-極)にテープを貼って絶縁して市回収拠点か回収協力店に設置の「小型充電式電池回収ボックス」に出してください。

◆小型充電式電池が使われている製品の例:

モバイルバッテリー、携帯電話・スマートフォン、電気シェーバー、電動歯ブラシ、加熱式たばこ、ハンディー扇風機、携帯型ゲーム機、デジタルカメラ

咨询处: 关于分类、回收处＝循环社会推进課 TEL 06-4309-3199 / FAX 06-4309-3829

問合せ先: 分別・拠点回収について＝循環社会推進課

国民健康保険 保険証有効期至 10 月底

国民健康保険 保険証の有効期限は10月末まで

自去年 12 月 2 日起, 已改为使用マイナ保険証(个人番号保険証)。保险有效期过后, 请携带“マイナ保険証(个人番号保険証)”或“资格确认书”前往医疗机构就诊。

昨年12月2日からマイナ保険証を利用する仕組みに変更されています。有効期限経過後は「マイナ保険証」または「資格確認書」を持参し医療機関を受診してください。

咨询处: 医疗保险室资格给付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804

問合せ先: 医療保険室資格給付課